参考資料１－１

消　食　表　１　６　５　号
平成２６年７月２３日

消費者委員会
委員長　河上　正二　殿

内閣総理大臣　安倍　晋三

諮　　問　　書

下記について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第１９条の１３第５項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第７条第１項及び生鮮食品品質表示基準第７条第１項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成１２年農林水産省告示第５１７号）を別添新旧対照表のとおり一部改正し、ステアリドン酸産生大豆に係る表示基準を追加することについて

別添

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第７条第１項及び生鮮食品品質表示基準第７条第１項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成１２年農林水産省告示第５１７号）一部改正（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案

第１条～第５条　【略】

別表１～別表２　【略】

別表３（第３条関係）

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸 ステアリドン酸産生	１　大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） ２　第１号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	１　とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） ２　第１号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

現行

第１条～第５条　【略】

別表１～別表２　【略】

別表３（第３条関係）

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	１　大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） ２　第１号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	１　とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） ２　第１号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし